



「京都舞鶴のさかな食べ処・買い処」登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市外において「舞鶴のさかな」を積極的に提供し、その魅力を発信する飲食店及び小売店を「京都舞鶴のさかな食べ処・買い処」に登録し、PRすることにより「魚の街まいづる」という地域イメージの普及を図るために実施する「京都舞鶴のさかな食べ処・買い処」制度について、必要な事項を定めるものとする。

(「舞鶴のさかな」の定義)

第2条 この要綱において、「舞鶴のさかな」とは、舞鶴地方卸売市場で取り扱われた生鮮魚介類、または、舞鶴市内で魚介類を主な原料として製造された水産加工品とする。

(制度の内容)

第3条 「舞鶴のさかな」を提供する意欲があり、申請のあった店舗について、仕入状況を確認の上、本要綱に定める条件を満たすと認められる店舗を「京都舞鶴のさかな食べ処・買い処」(以下、「登録店」という。)に登録する。

2 登録期間の終了は、登録した日の属する年度末、または、登録の取り消し、若しくは登録の辞退の日とする。ただし、年度末において、引き続き登録を希望する登録店は、登録継続確認書の提出と仕入状況確認により、次年度末まで登録期間を延長することができる。なお、本要綱施行の初年度にあたっては、登録期間の終了を登録日の属する年の翌年度末とする。

3 登録店は、届出により登録を取り消すことができる。届出以降には、登録店は登録証を掲げてはならない。

4 本会は、登録店が登録条件を満たしていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。このため、登録条件の履行に関する調査を行うことができ、登録店は誠実に協力するものとする。また、登録を取り消したときは、登録店に通知するものとし、以後、登録店は登録証を掲げてはならない。なお、本会の登録店の取り消しに対して異議を申し立てることはできない。

(登録店の条件)

第4条 登録店の条件は次のとおりとする。

- (1) 舞鶴市外の店舗であること。
- (2) お客様に対して積極的に「舞鶴のさかな」を提供する意欲があり、継続的に提供するよう努めていること。
- (3) 「舞鶴のさかな」を通じて舞鶴の魅力発信に協力すること。
- (4) (一社) 舞鶴市水産協会の発行する登録証を掲示すること。
- (5) (一社) 舞鶴市水産協会等のHP等に紹介されることを承諾すること。
- (6) (一社) 舞鶴市水産協会が行う仕入先への状況確認について承諾すること。

(登録店の PR 等)

第 5 条 登録された店舗に対し、本協会は次のことを行う。

- (1) 登録証（別記様式第 1 号）を交付する。
- (2) 舞鶴のさかなポスター及びのぼりを提供する。
- (3) 本会の HP 等で PR する。
- (4) その他本会が必要とすること。

(申請等の手続)

第 6 条 登録店になろうとする店舗は、京都舞鶴のさかな食べ処・買い処登録申請書（別記様式 2 号）を、本会会長あて提出するものとする。

2 本会は、前記申請書及び取引確認書（別記様式 3 号）により、審査を行う。

3 年度末において、引き続き登録を希望する登録店は、京都舞鶴のさかな食べ処・買い処 登録継続届（別記様式 4 号）を 3 月 10 日までに本会会長あて提出するものとする。

4 登録店が登録を辞退するときは、京都舞鶴のさかな食べ処・買い処登録辞退届（別記様式 5 号）により届け出る。

5 本会が、登録店を取り消したときは、京都舞鶴のさかな食べ処・買い処登録取り消し通知書（別記様式 6 号）により通知する。

(費用)

第 7 条 登録店の登録費用は当面の間無料とする。ただし、のぼり等を複数希望する場合、実費を負担するものとする。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。